

# 原子力基本法とはどのような法律なのか

- 第一条

この法律は、原子力の研究、開発及び利用(以下「原子力利用」という。)を推進することによつて、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もつて人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的とする。



放射性物質は

大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染の防止のための措置については

産業の規制の法律ではなく産業推進のための法律のもとに置かれていた。

# 具体的には

- 汚染しても責任がない。量規制なき濃度規制
- 重過失による汚染さえ責任がない。
- その濃度規制違反には罰則もない。
- 再処理の海洋投棄には濃度規制さえない。  
※放出口での線量規制のみ。
- 原発の周辺監視区域の外側が年1mSvを超えないように「保安規定」を定めればよい。
- 1mSvを超えて被ばくさせても罰則はない。
- 汚染地帯から避難する選択権もない。
- 農業被害無視。土壌汚染に規制なし。
- 漁業被害無視。陸上施設からパイプラインで海底投棄すれば合法。

# 福島原発を受けて「放射性物質」除外の条項は削除(2012年6月)された。

- 2012年6月27日 原子力規制委員会設置法の付則として環境基本法13条の削除が盛り込まれた。

- その後の法整備はどこまで進んだか

環境基本法(13条削除)

水質汚濁防止法(23条削除) <常時監視と公表条項> 追加

大気汚染防止法(27条削除) <常時監視と公表条項> 追加

循環型社会形成推進基本法(2条2項2号削除)

環境影響評価法(52条1項削除)

南極地域の環境の保護に関する法律(24条削除)

――以下は未だ改正されていない――

土壤汚染対策法(2条)

農用地の土壤の汚染防止等に関する法律(2条)

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(52条)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(2条)

資源の有効な利用の促進に関する法律(2条1項)

特定有害廃棄物等の輸出入の規制に関する法律(2条1項)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律(2条)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(2条)

# 除外規定は削除されたが実施法整備は未整備

- ・最も重要な大気汚染防止法、水質汚濁防止法
  - ⇒政府が政令・省令の整備を怠り、規制基準が未整備なので、基準違反ということがなく、罰則の適用がない。
- ・土壌汚染関係の2つの法律は除外規定が未だに残ったまま。
  
- ・問題は政府のサボリ、国会の機能不全。
  - 汚染対処特措法附則で法制度の抜本的見直し
    - ・政府は、(中略)放射性物質に関する法制度の在り方について抜本的見直しを含めて検討を行い、(中略)法制の整備の所要の措置を講ずるものとする。・
- ・法律を定めるのは国会・しかし政府に丸投げ＝国会機能不全。